

会計	繰越	検算	転記		
㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦

(その1)

# 収支報告書

(令和 2 年分)

※該当箇所「✓」を付すこと。

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党の支部	<input type="checkbox"/> 政党
<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体 (後援会等)	<input type="checkbox"/> 政治資金団体
<input type="checkbox"/> その他の政治団 体の支部	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体

活動区域の区分
<input checked="" type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等
<input type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

(ふりがな) (ひめのかい)

1 政治団体の名称 姫の会

2 主たる事務所の所在地 岡山県岡山市北区学南町2-5-33

3 代表者の氏名 姫井 由美子

4 会計責任者の氏名 姫井 一裕

問合せ先

(担当者) 吉田 浩

(電話) 080-3450-8380

資金管理団体の指定の有無
<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
公職の種類 <u>参議院議員</u>
(候補者等)
資金管理団体の届出をした者の氏名 <u>姫井 由美子</u>

国会議員関係政治団体の区分
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 <u>姫井 由美子</u>
公職の種類 <u>参議院議員</u>
(候補者等)



(※) 資金管理団体の指定の期間
令和 2 年 1 月 1 日 から
令和 2 年 1 2 月 3 1 日 まで

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和 2 年 1 月 1 日 から
令和 2 年 1 2 月 3 1 日 まで

--	--	--	--	--

定	内	郵	資	国	全	領	N
解	後	空	N	N	県	N	邊

F1	F2	F3	F4	F5	F6

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取り消しをした場合のみ記入すること。

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入すること。

# 収 支 の 状 況

全団体必要

(その2)

注意：収支がない団体にあっても、本表と表(その17)及び表(その20)は提出しなければならない。

## 1 収支の総括表

	十億	百万	千	円
(1) 収 入 総 額 (①+②) .....				4,749,128
① (前年からの繰越額) .....				4,134,128
② (本年の収入額 = $A+B+C+D+E+F+G$ ) .....				615,000
(2) 支 出 総 額 (表(その13-1)の合計額) .....				2,419,869
(3) 翌 年 へ の 繰 越 額 ((1)-(2)) .....				2,329,259

※収支がない場合であっても、上記の表の欄にはすべて記入すること。↑

## 2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費				
	十億	百万	千	円
金 額 $A$ .....				0
員 数 .....				0

## (2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額	備 考
	十億 百万 千 円	
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	0	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
[ うち 特 定 寄 附 ]	0	
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附	0	内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	0	
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)	0	内訳を表(その7-3)へ記載すること。
[ 寄附のうち寄附のあっせんによるもの ]	0	
イ 政 党 匿 名 寄 附	0	内訳を表(その8)へ記載すること。
合 計 $B$ (ア+イ)	0	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要



(その13-1)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表												
項 目				金 額				本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出		備 考		
				十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	
1 経 常 経 費												
(1) 人 件 費						500	000					
(2) 光 熱 水 費							0					
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費						29	998					
(4) 事 務 所 費						87	780					
小 計 ((1)~(4))						617	778					
2 政 治 活 動 費												
(1) 組 織 活 動 費						704	384					
(2) 選 挙 関 係 費							0					
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費※						1,097	707					
内 訳	ア 機関紙誌の発行事業費						0					
	イ 宣伝事業費					525	960					
	ウ 政治資金パーティー開催事業費					571	747					
	エ その他の事業費						0					
(4) 調 査 研 究 費							0					
(5) 寄 附 ・ 交 付 金							0					
(6) そ の 他 の 経 費							0					
小 計 ((1)~(6))						1,802	091					うち本部・支部間の交付金合計 0
合 計						2,419	869					←1の小計と2の小計の合計を記載すること。

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その14)、(その15)の注意書きを参照。)

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その11)	政治活動費内訳書(その15)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要	
上記以外の政治団体 (政党・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出	不要 ※資金管理団体は必要	必要

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)を添付すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-2)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千 円				
パソコン周辺機器代			18,524	R2.6.6	株式会社ユニットコム	大阪府大阪市浪速区日本橋4-16-1	
充電ドライバドリル購入			11,474	R2.6.22	DCMダイキ 津高店	岡山県岡山市北区横井上69-1	
この頁の小計			29,998				
その他の支出			0				
合計			29,998				

注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。  
(2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。  
(3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
(4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	事務所費 事務管理費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
政治資金監査業務報酬	十億	百万 千 円 87,120	R2.6.1	中央税理士法人	東京都千代田区神田多田町2-11-2	
この頁の小計		87,120				
その他の支出		660				
合計		87,780				

注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。  
(2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。  
(3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
(4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		<input checked="" type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(旅費交通費)			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考		
乗車券	十億	百万	千	円	R2. 1. 1	西日本旅客鉄道株式会社	大阪府大阪市北区芝町2-4-24	
乗車券			31,060		R2. 1. 13	西日本旅客鉄道株式会社	大阪府大阪市北区芝町2-4-24	
乗車券			32,810		R2. 2. 6	西日本旅客鉄道株式会社	大阪府大阪市北区芝町2-4-24	
乗車券			13,440		R2. 2. 13	西日本旅客鉄道株式会社	大阪府大阪市北区芝町2-4-24	JCBカード R2. 3. 10決済
乗車券			41,730		R2. 5. 18	東日本旅客鉄道株式会社	大阪府大阪市北区芝町2-4-24	
乗車券			32,120		R2. 8. 23	西日本旅客鉄道株式会社	大阪府大阪市北区芝町2-4-24	JCBカード R2. 10. 12決済
乗車券			19,370		R2. 9. 13	西日本旅客鉄道株式会社	大阪府大阪市北区芝町2-4-24	JCBカード R2. 10. 12決済
乗車券			26,860		R2. 9. 17	西日本旅客鉄道株式会社	大阪府大阪市北区芝町2-4-24	JCBカード R2. 11. 10決済
乗車券			25,300		R2. 9. 20	西日本旅客鉄道株式会社	大阪府大阪市北区芝町2-4-24	JCBカード R2. 11. 10決済
乗車券			21,790		R2. 9. 27	西日本旅客鉄道株式会社	大阪府大阪市北区芝町2-4-24	JCBカード R2. 11. 10決済
乗車券			15,080		R2. 9. 29	西日本旅客鉄道株式会社	大阪府大阪市北区芝町2-4-24	JCBカード R2. 11. 10決済
乗車券			17,590		R2. 10. 12	西日本旅客鉄道株式会社	大阪府大阪市北区芝町2-4-24	JCBカード R2. 11. 10決済
乗車券			15,210		R2. 10. 16	西日本旅客鉄道株式会社	大阪府大阪市北区芝町2-4-24	JCBカード R2. 12. 10決済
乗車券			34,700					
この頁の小計			327,060					
その他の支出								
合計								

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)					項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入		
		<input checked="" type="checkbox"/> 1 組織活動費	<input type="checkbox"/> 2 選挙関係費	<input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費	<input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費	<input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費		<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費	<input type="checkbox"/> 7 調査研究費	<input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)		備考		
乗車券	十億	百万	千	円	R2.10.30	西日本旅客鉄道株式会社	大阪府大阪市北区芝町2-4-24			
乗車券			19	370	R2.11.25	西日本旅客鉄道株式会社	大阪府大阪市北区芝町2-4-24			
乗車券			26	860	R2.12.2	西日本旅客鉄道株式会社	大阪府大阪市北区芝町2-4-24			
乗車券			25	300	R2.12.7	西日本旅客鉄道株式会社	大阪府大阪市北区芝町2-4-24			
乗車券			26	860						
この頁の小計			98	390						
その他の支出			102	750						
合計			528	200						

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)  
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。  
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。  
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。





(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input checked="" type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(ビラ作成費)			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考		
ひめいゆみこニュース作成費(1月号)	十億	百万	千	円	R2. 2. 3	(株) リーガルコーディネーター	岡山県岡山市中区赤田85番地	
ひめいゆみこニュース作成費(2月号)			37,800		R2. 3. 2	(株) リーガルコーディネーター	岡山県岡山市中区赤田85番地	
ひめいゆみこニュース作成費(3月号)			37,800		R2. 4. 1	(株) リーガルコーディネーター	岡山県岡山市中区赤田85番地	
ひめいゆみこニュース作成費(4月号)			45,000		R2. 5. 1	(株) リーガルコーディネーター	岡山県岡山市中区赤田85番地	
ひめいゆみこニュース作成費(5月号)			45,000		R2. 6. 1	(株) リーガルコーディネーター	岡山県岡山市中区赤田85番地	
ひめいゆみこニュース作成費(6月号)			45,000		R2. 7. 1	(株) リーガルコーディネーター	岡山県岡山市中区赤田85番地	
ひめいゆみこニュース作成費(7月号)			45,000		R2. 8. 3	(株) リーガルコーディネーター	岡山県岡山市中区赤田85番地	
ひめいゆみこニュース作成費(8月号)			45,000		R2. 9. 1	(株) リーガルコーディネーター	岡山県岡山市中区赤田85番地	
ひめいゆみこニュース作成費(9月号)			45,000		R2. 10. 5	(株) リーガルコーディネーター	岡山県岡山市中区赤田85番地	
ひめいゆみこニュース作成費(10月号)			45,000		R2. 10. 31	(株) リーガルコーディネーター	岡山県岡山市中区赤田85番地	
ひめいゆみこニュース作成費(11月号)			45,000		R2. 12. 1	(株) リーガルコーディネーター	岡山県岡山市中区赤田85番地	
この頁の小計			480,600					
その他の支出			0					
合計			480,600					

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。  
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。  
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。  
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input checked="" type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		<b>ビラ郵送費</b>			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考		
郵送費	十億	百万	千	円	R2.4.27	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
郵送費					R2.12.7	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
この頁の小計								43,680
その他の支出								1,680
合計								45,360

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数回の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input checked="" type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(姫井由美子を囲む会開催費)			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考		
パーティー費	十億	百万	千	円	R2. 2. 14	株式会社 霞ガーデン	東京都千代田区永田町1-1-1 憲政記念会館	
この頁の小計			571	747				
その他の支出				0				
合計			571	747				

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）  
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。  
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。  
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その17)

# 資 産 等 の 状 況

**全団体必要**

## 1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。

(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

**全団体必要**

(その20)

全団体必要

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 領収書等の写し
- 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 3 年 5 月 26 日

政治団体の名称 姫の会

会計責任者の氏名 姫井 一裕



(以下は解散届提出時のみ記入)

( 代 表 者 の 氏 名

) (印)

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要

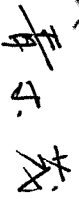

# 政治資金監査報告書

令和 3 年 5 月 8 日

姫の会

代表 姫井 由美子 殿

 中央税理士法人

登録政治資金監査人  青木茂彦 

登録番号 第 775 号

研修終了年月日 平成 21 年 4 月 22 日

## 1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、姫の会の令和 2 年に係る法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、東京都の新型コロナウイルスによる緊急事態宣言の発出により、姫の会の主たる事務所で監査を行う事が適切でないと青木茂彦が判断したため、中央税理士法人内（東京都千代田区神田多町 2-11-2）において行った。

## 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

## 3 業務制限

姫の会と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、姫の会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上